

コミュニティ政策学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、コミュニティ政策学会と称する。

2 本会の英文名称は Japan Association for Community Policy とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、人間の尊厳を踏まえ、人間相互の共同性と人間と自然との共生を基盤とするコミュニティの創造に貢献することを目指し、多様な研究領域や地域で独自に展開されてきたコミュニティづくりに関わる人間、社会、自然、環境等をめぐる理論・政策活動を学際的に総合するとともに、理論的、政策論的研究と実践活動との結合を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究大会などの開催
- 2 機関誌その他の刊行物の発行
- 3 共同調査研究及び情報交流事業の実施
- 4 内外の学会との連絡及び交流
- 5 前4号のほか理事会が適当と認めた事業

第3章 会員

(会員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

2 本会の目的に賛同する者又は団体は、本会の会員となることができる。

3 会員になろうとする者又は団体は、会員1名の推薦により、理事会の承認を得なければならない。

4 理事会が、前項により入会を承認した場合は、会員総会に報告しなければならない。

5 会員は、本会の事業に参加し、会員総会に出席することができる。

6 団体会員の組織に所属する者はすべて会員扱いとするが、会員総会には組織を代表する者1名が会員として出席することができる。

(会費)

第5条 会員は、下記の会費を納めなければならない。

個人会費 8,000円(年額) (ただし、学生会員は5,000円)

団体会費 30,000円(年額) (ただし、NPO等については常任理事会の議を経て10,000円とするこ とができる)

(退 会)

第6条 会員は、届出により退会することができる。

2 会費を継続して3年以上滞納した者は、理事会において、退会した者とみなすことができる。

第4章 機 関

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

1 会長 1名

2 副会長 3名

3 理事 46名以内

4 会計監査 2名

5 理事会が必要と認めた顧問その他の役員

(選 任)

第8条 役員を選任は総会において行う。選任の方法は別に定める細則による。

2 会計監査は、理事を除く会員から選任する。

(任 期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまではその職務を行うものとする。

3 会長又は会計監査が辞任によって退任した場合は、総会にて補充選挙を行う。この場合における任期は、辞任役員の残余任期とする。補充選挙までの間は、第9条第4項の場合と同様とする。補充役員を選任については細則に定める。

4 役員が辞任によって退任した場合は、残任役員が辞任役員の役割を代行する。会長が辞任した場合は、副会長が会長の職務を代行する。副会長が辞任した場合は、補充しない。理事が辞任した場合は、補充しない。但し、事務局担当理事又は担当理事(委員長)が辞任した場合は、会長が事務局担当理事の職務、又は担当理事(委員長)の職務を代行する。

(会長及び副会長の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(理事会)

第11条 本会に、会務を執行する機関として理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長その他の理事で構成する。

3 理事会は、会長がこれを招集し、主宰する。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 理事会の下に研究企画委員会、編集委員会、国際交流委員会、その他必要に応じ特別委員会を置き、各1名を担当理事(委員長)とする。但し、副会長が委員長を兼務する場合は、この限りではない。

6 担当理事(委員長)の任期は、一期2年間3期を限度とする。

7 顧問は、会務につき会長の諮問に応える。

8 理事会の下に事務局を置き、1名を事務局担当理事とする。

(常任理事会)

第12条 本会に理事会の会務の執行を補佐する機関として常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、研究企画委員会委員長、編集委員会委員長、国際交流委員会委員長、研究支部が第17条第3項に従って選任した理事、事務局担当理事及び会務の執行を補佐する必要から若干名のその他の理事で構成する。

3 顧問は、会務につき会長の諮問に応える。

4 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

(会計監査)

第13条 会計監査は、本会の会計を監査し、監査結果を会員総会に報告する。

(事務局)

第14条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 本会の事務局は、理事会の定める所に置く。

(会員総会)

第15条 本会は、毎年1回、会員総会を開催する。

2 理事会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、次の事項を審議・議決する。

1 事業報告及び収支決算に関する事項

2 事業計画及び収支予算に関する事項

3 役員を選出

4 規約の改正

5 その他総会が必要と認めた事項

4 総会の議事は、前項第4号を除き出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 研究地域グループ及び研究支部

(研究地域グループ)

第16条 5名以上の同一地域の会員及びその会員とともに研究しようとする者は、その名称、組織エリア、名簿及び当面の活動方針・活動計画を添えて理事会に申請して研究地域グループを設立することができる。但し当初の名簿に登載されたグループの構成員の半数以上は学会の会員でなければならない。

2 研究地域グループには責任者を一名置く。

3 研究地域グループの設立は、理事会の議を経て、総会が決定する。

(研究支部)

第17条 10名以上の同一地域の会員及び当該地域において研究支部の構成員となる意思を表明した者は、その名称、組織エリア、名簿及び当面の活動方針・活動計画を添えて理事会に申請して研究支部を設立することができる。但し、当初の名簿に登載された研究支部の構成員の半数以上は学会の会員でなければならない。

2 研究支部は、その構成員の中から学会の理事である者一名を研究支部責任者として選任する。

3 研究支部は、その構成員の中から学会の理事である者一名を常任理事候補者として選任する。

4 各研究支部の設立及び組織エリアは、理事会の議を経て、総会が決定する。

5 研究支部は、当該組織エリアに居住し、勤務し又は研究活動を行う会員の参加の申し出を拒否してはならない。

(研究地域グループ及び研究支部の活動)

第18条 研究地域グループ及び研究支部は、少なくとも年に一度研究会を開催するものとする。

2 理事会は、研究地域グループ及び研究支部に財政的支援を行うことができる。

3 各研究地域グループ及び各研究支部は研究企画委員会に毎年度研究活動の状況を報告するものとする。

4 その他研究地域グループ及び研究支部について必要な事項は細則で定める。

第6章 会計

(本会の経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。(会計年度)
(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算報告書・予算計画書)

第21条 事務局は、毎会計年度終了後、決算報告書及び予算計画書を作り、理事会の議を経て会員総会に提出し、その承認を得なければならない。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第22条 本規約は、会員総会における出席会員の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

第7章 雑則

第23条 この規約の施行についての細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(付則)

1 この規約は、2002年6月29日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、第8条第2項の規定にかかわらず、呼びかけ人会が推薦する。

3 この会の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年通常総会までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第17条の規定にかかわらず設立の日から2003年3月31日までとする。

5 設立時の本会の発起人は、会の設立とともに会員となる。

6 この規約は、2004年7月3日から施行する。(名称変更)

7 この規約は、2006年7月1日から施行する。(事務局理事数変更)

8 この規約は、2007年7月7日から施行する。(会費変更)

9 この規約は、2010年7月11日から施行する。(国際交流委員会の追加)

10 この規約は、2011年7月9日から施行する。(団体会員の規程の追加)

11 この規約は、2012年7月8日から施行する。(役員数の変更)

- 12 この規約は、2014年7月5日から施行する。(震災関連特別委員会の追加)
- 13 この規約は、2015年7月5日から施行する。(理事選任の手続きの追加その他)
- 14 この規約は、2019年7月6日より施行する(研究支部制度及び常任理事会の構成について)ものとし、その時点ですでに存在している研究支部は本規約によって設立されたものと看做す。

(細則)

第1条 役員を選任

- 1 理事の選任は常任理事会と会計監査によって構成される理事選考委員会の選考によって行う。
- 2 理事選考委員会は、理事定数(会長・副会長を含む)50名の範囲内で、会務執行上の必要及び分野、地域、年齢、ジェンダーのバランスを考慮して理事候補を選考する。
- 3 顧問を理事に選考することはできない。
- 4 理事選考委員会は、理事会の議を経て、総会に提案する理事名簿を確定するものとする。
- 5 会長は、確定した理事名簿を、総会に提案する。
- 6 会計監査の選任は常任理事会において行い、理事会の議を経て、常任理事会が総会に提案する。

第2条 理事会 理事会は、年2回程度開催する。

第3条 理事会の下に、当面、研究企画委員会、編集委員会及び国際交流委員会、震災関連特別委員会 を置き、それぞれ担当理事又は副会長が委員長を務め、委員若干名をもって構成する。